

## 行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

|                       | 所管課名   | 地域振興課 | 整理番号 | 1-2 |
|-----------------------|--|-------|------|-----|
| 処分の種類                 | 特定地域づくり事業協同組合に対する適合命令  |       |      |     |
| 根拠法令条例等・条項            | 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第13条第1項   |       |      |     |
| 処分の概要                 | 認定要件を欠いた特定地域づくり事業協同組合に対する適合命令  |       |      |     |
| 処分基準<br>(未設定の場合はその理由) | <p>長野県における特定地域づくり事業協同組合認定基準<br/>(法第三条第三項各号に掲げる基準)</p> <p>【参考】地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律第13条<br/>都道府県知事は、特定地域づくり事業協同組合が、第三条第三項各号に掲げる基準のいずれかに適合しなくなったと認めるときは、当該特定地域づくり事業協同組合に対し、措置を講ずべき期限を示して、当該基準に適合するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。</p> |       |      |     |
| 基準の制定根拠               | 地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律ガイドライン、労働者派遣事業関係業務取扱要領  |       |      |     |